

議案第78号

石垣市職員定数条例の一部を改正する条例

石垣市職員定数条例（昭和47年石垣市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「68人」を「70人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月4日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

救急業務体制の強化・改善を目的として消防機関の職員の増員を行うため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市職員定数条例(昭和47年石垣市条例第65号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職員の数)</p> <p>第2条 前条の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 消防機関の職員 <u>68人</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>(職員の数)</p> <p>第2条 前条の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 消防機関の職員 <u>70人</u></p> <p>(8) (略)</p>